

告 示

埼玉県告示第百九十七号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十一条第一項の規定により、洪水予報を行う河川を次のとおり指定した。

令和七年三月二十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

水系名	河川名	実施区間
利根川水系	中川	左岸 春日部市下柳一一六七地先から北葛飾郡松伏町下赤岩内膳堀内上一六七二の一地先まで 右岸 春日部市牛島一三二三の一地先（倉松川合流点）から北葛飾郡松伏町下赤岩字掛井堀中通一八七六の一地先まで
	元荒川	左岸 越谷市大字野島川端七三番の一地先から越谷市中島地先（中川合流点）まで 右岸 越谷市大字三野宮字中川原六〇番の三地先から越谷市東町二丁目地先（中川合流点）まで
	新方川	左岸 春日部市大字増田新田字南三一三番地先から吉川市川野地先（中川合流点）まで 右岸 さいたま市岩槻区大字大戸字沼端五一五番地先から越谷市中島地先（中川合流点）まで
	大落古 利根川	左岸 北葛飾郡杉戸町大字下高野二三三番地先から北葛飾郡松伏町下赤岩地先（中川合流点）まで 右岸 南埼玉郡宮代町和戸三丁目一四地先から越谷市増森地先（中川合流点）まで